二　保険業法施行令の一部を改正する政令の一部改正関係
　保険業法等の一部を改正する法律の施行に伴い必要となる字句等の整備を行うこととした。（附則第一条の二～附則第一条の四関係）
三　保険業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令の一部改正関係
　保険業法施行令の一部を改正する法律の施行に伴い必要となる字句等の整備を行うこととした。（附則第二条関係）
四　この政令は、保険業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二五年三月二六日）から施行することとした。

◇薬事法施行令の一部を改正する政令（政令第七八号）（厚生労働省）
1　医薬関係者以外の一般人を対象とする広告方法を制限する必要がある医薬品として、オファツムマブ及びその製剤、クロファラビン及びその製剤並びにレゴラフェニブ及びその製剤を指定することとした。（別表第二関係）
2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇国民年金法施行令等の一部を改正する政令（政令第七九号）（厚生労働省）
一　国民年金法施行令の一部改正関係
　平成二五年度における国民年金の保険料の追納に関する加算率を改定することとした。（第一〇条関係）
二　平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部改正関係
　平成二五年四月以降の月分の厚生年金保険法による年金たる保険給付の額の計算に関する経過措置の読替え等について所要の規定の整備を行うこととした。（第四条及び第一一条関係）
三　国民年金法による改定率の改定等に関する政令の一部改正関係
　平成二五年度における国民年金法第二七条に規定する改定率、同法第八七条第三項に規定する保険料改定率、厚生年金保険法第四三条第一項に規定する再評価率並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第二一条第一項及び第二項の従前額改定率等を改定することとした。（第一条～第四条及び第六条関係）
四　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条の三第一項の改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（政令第八〇号）（厚生労働省）
1　障害年金、遺族年金等の額の自動改定に係る平成二五年度における改定率を、〇・九七六とすることとした。
2　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇子ども・子育て会議令（政令第八一号）（内閣府本府）
1　子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の委員の任期は、二年とすることとした。（第一条関係）
2　会議に、会長を置き、委員の互選により選任することとした。（第二条関係）
3　会議に、専門委員を置くことができることとした。（第三条関係）
4　会議は、その定めるところにより、部会を置くことができることとした。（第四条関係）
5　会議の定足数及び議決方法について定めることとした。（第五条第一項及び第二項関係）
6　会議の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官が処理することとした。（第六条関係）
7　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定めることとした。（第七条関係）
8　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。

政　令

沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十四号

沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）附則第四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「十六億円」を「二十五億円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十五号

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第三十一条第四項第一号（同条第六項において準用する場合を含む。）、第三十二条第五項第一号、第三十四条第二項、第三十六条第五項第一号、第三十七条第三項第一号、第三十八条第三項第一号、第五項第一号（同法附則第三十九条第四項において準用する場合を含む。）及び第九項（同法附則第三十九条第七項において準用する場合を含む。）、第三十九条第三項第一号、第四十一条第四項第一号、第四十二条第七項第一号、第四十四条第八項第一号並びに第五十条並びに同法附則第三十六条第三項において読み替えて準用する同法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）第四十五条第二項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。